

3/1から戸籍謄本類が兄弟姉妹以外の家族（本人・配偶者・父母・祖父母等（直系尊属）・子・孫等（直系卑属））であれば、本籍地以外の市町村でも原則取れるようになりました。（代理人は不可）



「本当は管工事でなくて機械器具設置工事の許可を取りたかったんですよ…」とB社の方は控え目に言われました。太陽光発電の設置業では県内屈指のA社からの紹介で当事務所に建設業許可の申請で相談に来られました。「半年経つが試験免除の許可下りず」行政書士は要注意

した。「昨年秋にC行政書士に手続きを依頼した所、「技術者の国家資格者がいる管なら申請できるが、10年以上の実務経験で機の技術者は無理…」と、管のみの申請しか出来なかつた。それも依頼して

「代表取締役・会長が亡くなった。経営権は社長の息子に承継させる事が会長の意向だったので建設業許可等の変更をして欲しい…」との相談がK社からありました。こうした時に問題になるのが会長の持株をどういう形でご子息に移すかという点です。会長

は半分以上の株式を所有していたため、ご子息の持株が全体の2/3超となるように移転しないと経営権はスムーズに移せません。家族間での株式譲渡には①相続以外に②生前贈与③株式売買…という3つの方法が



5ヵ月も経つのにまだ許可が下りてこない…との話です。実務経験を裏付ける請負契約書等を10年分きちんと添付できれば申請可能との説明をし、手続きの依頼を受けました。最初に受任した県OBのC氏は行政事務の経験17~20年で行政書士登録した人で試験合格者は違います。行政事務の経験分野であればB社の依頼に応える事ができたはずですが、仕方ありません。行政書士の取扱分野はとても広いので専門以外の受任は無責任な行為と言わざるを得ません。

あり、税金面ではそれぞれメリット・デメリットがありますので税理士等への相談が必要ですが、一般的には②をお勧めです。K社の場合②や③の対策を取っていなかったので①しか方法は残されていません。

しかも「息子の持株を遺言書に記入する」とは全体の2/3超となるように相続させるとの遺言書が作成されていないと、相続人間で遺産分割の協議をして、うまく解決するしか方法はないのです。事業承継計画は元気な内に立てておきたいですね。



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力を  
お願いします。当方に掛けられる場合は 0977-23-5463（代表）へ。下記は  
当事務所の発信専用電話です。①070-5481-0659 ②070-5481-0988  
③070-5080-7611 その他の情報は、右のQRコード（当事務所のHP）で

